

# 地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和4年3月22日)

[件名]

- 1 島根原子力発電所1号機廃止措置の実施状況等について  
(第8報)  
(原子力安全対策課) … 2
- 2 島根原子力発電所(2号機及び3号機)の審査状況について  
(原子力安全対策課) … 3
- 3 令和3年度第5回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会の開催について  
(原子力安全対策課) … 4
- 4 島根原子力発電所2号機の審査結果の再確認について  
(原子力安全対策課) … 5

危機管理局

# 島根原子力発電所 1号機廃止措置の実施状況等について（第8報）

令和4年3月22日  
原子力安全対策課

3月8日（火）に、平成29年4月19日に認可された島根原子力発電所1号機の廃止措置計画第1段階の1年延長について、安全協定に基づき中国電力から連絡を受けました。廃止措置の第1段階（解体工事準備期間）の期限を1年延長し、2022年度までとする工程の変更届出を原子力規制委員会に行うものです（3月末を目処）。

## 1 島根原子力発電所1号機の廃止措置計画の変更届出

### (1) 工程変更

第1段階を1年延長し、第2段階を1年短縮することで、廃止措置の終了時期（2045年）は変わらない。

|      | 変更前               | 変更後               |
|------|-------------------|-------------------|
| 第1段階 | 2017年度～2021年度（5年） | 2017年度～2022年度（6年） |
| 第2段階 | 2022年度～2029年度（8年） | 2023年度～2029年度（7年） |
| 第3段階 | 2030年度～2037年度（8年） | 2030年度～2037年度（8年） |
| 第4段階 | 2038年度～2045年度（8年） | 2038年度～2045年度（8年） |

### (2) 1年延長の理由

第2段階へ入るためには、廃止措置計画の変更について申請した上で認可を得ることが必要であるが、その申請書の作成において、島根原子力発電所1号機で発生するクリアランス制度\*対象物の推定発生量等に関する検討に時間を要しているため。

※ クリアランス制度：原子力発電所で使用した資材等のうち、放射性物質の放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響がほとんどないものについて、国の認可・確認を得て、普通の廃棄物として再利用又は処分できる制度

### (3) 手続き

今回の工程変更は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」における軽微な変更該当し、変更認可申請ではなく、廃止措置計画の変更届出。令和4年3月末を目処に届け出る予定。

### (4) 安全協定上の扱い

軽微な変更該当するため、安全協定上の重要な変更該当しない。

## 2 廃止措置の作業進捗状況

平成29年度に認可された廃止措置計画に基づき、2045年までの約30年で島根原子力発電所1号機のすべての施設・設備を解体撤去する。現在は、第1段階（解体工事準備期間）を実施中。

| 項目               | 主な作業  | 期間                             |
|------------------|---|--------------------------------|
| 燃料搬出及び譲渡し        | ・新燃料の除染、搬出                                  | H30.9.7に新燃料の搬出完了               |
| 汚染状況の調査          | ・原子炉格納容器内設備の放射化汚染調査及び評価                     | H29.8.9～実施中                    |
|                  | ・管理区域内建物、機器の表面汚染調査及び評価                      | H29.7.28～実施中                   |
| 汚染の除去            | ・除染範囲選定及び方法の検討                              | H29.8.28～実施中                   |
| 管理区域外の設備・機器の解体撤去 | ・解体機器選定及び方法の検討                              | H29.8.9～実施中                    |
|                  | ・管理区域外設備解体撤去工事（鉄イオン注入装置、除じん機、原子炉建物空気冷却系冷凍機） | H30.12.3～実施中<br>(R3.11.22～実施中) |

## 島根原子力発電所（2号機及び3号機）の審査状況について

令和4年3月22日  
原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請し、令和3年9月15日に発電用原子炉設置変更許可を受けた島根原子力発電所2号機及び平成30年8月10日に発電用原子炉設置変更許可を申請した島根原子力発電所3号機における原子力規制委員会による審査の状況は次のとおりです。

### 1 島根原子力発電所2号機

#### (1) 設計及び工事の計画認可申請の審査

前回報告（令和4年1月21日の常任委員会）から変化なし。

＜島根原子力発電所2号機における審査の経緯＞

| 日付        | 主な動き                            |
|-----------|---------------------------------|
| H25.12.25 | 原子炉設置変更許可申請、工事計画認可申請、保安規定変更認可申請 |
| R3.9.15   | 原子炉設置変更許可（審査合格）                 |
| R3.10.1   | 工事計画認可申請書の1回目の補正書提出             |
| R3.12.7   | 設計及び工事計画に関する審査会合（1回目）           |
| R3.12.22  | 工事計画認可申請書の2回目の補正書提出             |

#### (2) 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の審査

令和4年2月28日に中国電力は、平成28年7月4日に申請した島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に係る原子炉設置変更許可申請の補正書を原子力規制委員会へ提出した。

補正の内容は、令和3年9月15日に中国電力が原子力規制委員会から受領した原子炉設置変更許可の内容や申請当時以降に進捗した設備設計等を申請内容に反映させるもの。ただし、内容の詳細は非公開である。

なお、審査会合は、公開で行われた平成28年9月13日の1回目以降、開催されておらず、2回目以降の審査は非公開である。

＜特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の審査の経緯＞

| 日付       | 主な動き                        |
|----------|-----------------------------|
| H28.7.4  | 原子炉設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設等）   |
| H28.9.13 | 審査会合（1回目：公開）                |
| R4.2.28  | 補正書提出（R3.9.15の原子炉設置変更許可の反映） |

※ 特定重大事故等対処施設はテロ対策を目的としたバックアップ設備であり、島根原子力発電所2号機本体の設計及び工事の計画の認可日から5年以内の完成が必要。

### 2 島根原子力発電所3号機

前回報告（令和4年1月21日の常任委員会）から変化なし。

＜島根原子力発電所3号機における審査の経緯＞

| 日付       | 主な動き        |
|----------|-------------|
| H30.8.10 | 原子炉設置変更許可申請 |
| H30.9.4  | 審査会合（1回目）   |
| R3.12.22 | 補正書提出（1回目）  |

## 令和3年度第5回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会の開催について

令和4年3月22日  
原子力安全対策課

県では3月10日、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）の改定に係る令和3年度第5回の協議会を開催しました。

県、米子市及び境港市は、中国電力が示した安全協定改定案を受け入れる旨表明するとともに、中国電力に文書の提出を要請し、中国電力は安全協定の運用が立地自治体と同様である旨の文書を提出する意向を示しました。

### 1 令和3年度第5回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会

- (1) 開催日時 令和4年3月10日(木) 16:30～17:00
- (2) 開催場所 県災害対策本部室（ウェブ方式による開催）
- (3) 出席者 鳥取県知事 平井 伸治、米子市長 伊木 隆司、境港市長 伊達 憲太郎  
中国電力株式会社 代表取締役副社長執行役員電源事業本部長 芦谷 茂
- (4) 結果概要

#### <安全協定の改定>

- 米子市長及び境港市長から安全協定の改定について、各市議会で議論した結果、中国電力が示した改定案を受け入れると意見表明があった。
- 県議会でも協定改定を了とするとのことであったため、協定案を受け入れることとしており、米子市及び境港市の両市の了解も得られたことから、改定協議会を終了し、今後は、調印に向けての手続きを進める。
- 中国電力は、協定の運用が立地自治体と同様であるとの文書提出する意向を示した。

#### <安全協定の運用確認>

- 今回の協定改定では、「立入調査」、「措置要求」について、県が実施主体、米子市及び境港市が参画主体となっていることから、協定の運用上の実効性を確保するため、県と両市で覚書の締結作業を進めることを確認した。

#### <財源問題>

- 一定の継続性を持った財源措置に係る協定化について、今後、具体の事務作業を進める。

#### <改定協議会の終了>

- 中国電力から提案のあった改定案を了承し、平成24年から始まった改定協議会を終了することとした。

## 島根原子力発電所2号機の審査結果の再確認について

令和4年3月22日

原子力安全対策課

2月県議会で島根原子力発電所2号機の審査結果について議論があったことから、再度確認することとしました。中国電力から説明を受け、県原子力安全顧問とともに県、米子市及び境港市職員で再確認をしました。再確認事項について質疑を行い、原子力安全顧問により審査結果に問題がないことを改めて確認しました。

1 開催日時 3月15日（火）午後1時15分～午後2時20分

2 開催場所 県庁災害対策本部室（県庁第2庁舎3階） Webによる会議

3 出席者

- (1) 中国電力（島根原子力本部広報部長 ほか）
- (2) 鳥取県原子力安全顧問（占部顧問、片岡顧問、望月顧問、北田顧問、西田顧問、香川顧問）
- (3) 鳥取県、米子市、境港市

4 確認内容等

3つの再確認項目について質疑を行い、原子力安全顧問により審査結果に問題がないことを再度確認した。

(1) 基準地震動

- ・ 地表面の地盤と地中の堅固な岩盤では揺れの大きさが異なり、地表面では揺れが約3倍となる。このため、堅固な岩盤に直接設置されている原子力発電所において、基準地震動は妥当である。
- ・ 地震動を計算するパラメータを安全側に大きく設定することで、ばらつきを考慮している。
- ・ 今後も地震に関する最新知見を踏まえて評価することで安全性が高まると思う。

(2) 電源対策

- ・ 外部電源に頼らずに電源を確保するため、発電所内の非常用電源である非常用ディーゼル発電機やガスタービン発電機から給電する。
- ・ 外部電源がなくなると、すぐに福島第一原発事故のようになると思っている人が多いので、外部電源を喪失しても発電所内の非常用電源で十分に対応できることをしっかりと周知してもらいたい。また、自主的な取り組みについても住民に説明してもらいたい。
- ・ さらなる電源対策として、自主的に外部電源の早期復旧対策や外部電源の受電設備である第2-66kV開閉所の耐震性確保を行っている。

(3) 人材育成

- ・ 原発が長期停止中であるため発電所の運転を経験していない若年層が増えており、運転中の音や熱、雰囲気を感じさせるために他電力や火力発電所へ派遣している。
- ・ 新規制基準で求められている緊急時の対応について、訓練を拡充していく。
- ・ ベテランや高度な技能を持つ者から若手への技術継承に力を入れており、そのための仕組みがある。
- ・ 様々な状況に対応できる人材をしっかりと準備すること。